

診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担  
に関する分科会の設置について

1 目的

「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年2月17日閣議決定）において「医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。」とされていることを踏まえ、消費税率の引き上げに当たり、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税の負担に関する措置をはじめとする所要の措置等について検討を行う。

2 委員構成

別添のとおりとする。

3 運営

(1) 会議は公開とする。

(2) 庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担  
に関する分科会委員名簿

○公益、税制、会計有識者

関原 健夫 公益財団法人日本対がん協会常務理事  
田中 滋 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授  
石井 孝宜 石井公認会計士事務所所長  
吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

○支払側委員

小林 剛 全国健康保険協会理事長  
白川 修二 健康保険組合連合会専務理事  
花井 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長  
藤原 清明 日本経済団体連合会経済政策本部長  
田中 伸一 全日本海員組合組合長代行  
伊藤 文郎 愛知県津島市長

○診療側委員

今村 聡 日本医師会副会長  
鈴木 邦彦 日本医師会常任理事  
西澤 寛俊 全日本病院協会会長  
伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長  
堀 憲郎 日本歯科医師会常務理事  
森 昌平 日本薬剤師会常務理事

○医薬品、材料関係団体

折本 健次 明祥株式会社代表取締役社長執行役員  
森 清一 株式会社エムシー代表取締役社長

## 今般の税制改革法案（消費税関係部分）の概要

### 1. 趣旨

社会保障の安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指す観点から消費税の使途の明確化（現行の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大）及び税率の引上げ等を行うため、消費税法、所得税法等の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるもの。

### 2. 消費税法の一部改正

#### (1) 平成26年4月1日施行(第2条)

- ・ 消費税率を4%から6.3%に引上げ(地方消費税1.7%と合わせて8%)
- ・ 消費税の使途の明確化
- ・ 課税の適正化

#### (2) 平成27年10月1日施行(第3条)

- ・ 消費税率6.3%から7.8%に引上げ(地方消費税2.2%と合わせて10%)

### 3. 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第7条）

政府は、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

→これらの諸施策に関する措置の一つとして、医療機関等の消費税の負担に関する規定が置かれている。

## (参考) 消費税の概要

### (1) 消費税の導入・引上げ

#### ①我が国における消費税の位置づけ

消費税は、消費一般に広く課税する間接税

(経緯)

平成元年4月1日 消費税導入(税率3%)

平成9年4月1日 消費税率の引上げ(税率3%→5%)

#### ②多段階課税の仕組み

製造、卸、小売りといった取引の各段階ごとに、各事業者の売上に課税する一方、課税の重複を回避するため、前段階で負担した税額を控除する多段階課税の仕組みが採用されている。

#### ③税収規模、割合、用途

- ・消費税の税収(国税+地方税)は約10兆円であり、全体の税収の約2~3割を占める。
- ・消費税の収入は基礎年金、老人医療、介護に充てられることとされている(平成11年度予算~)。

### (2) 基本的な仕組み

#### ①負担者、納税義務者

消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者

#### ②課税標準、免税事業者、仕入税額控除

- ・課税資産の譲渡等の対価の額が課税標準、つまり税額計算の基礎となる金額。
- ・前々年の課税売上高が1000万円以下の場合、納税義務が免除される(免税事業者)。
- ・事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除した金額を納付する。

# 社会保険診療に関する消費税の取扱い

## 1. 社会保険診療に関する消費税の取扱い

### (1) 非課税措置の考え方

消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引については、消費税は非課税取引とされている。社会保険診療報酬については、社会政策的な配慮から課税することが適当ではないため、非課税とされている。

### (2) 医療機関等における消費税

#### ①控除対象外消費税等負担額の発生

支払った消費税額のうち、課税売上割合分のみが控除対象となり、非課税売上に対応する支払消費税は控除されない。一般的に医療機関等の収入の多くは社会保険診療報酬（非課税）であることから、控除対象外消費税等負担額が発生しているとの問題が指摘されている。

#### ②法人税法、所得税法による控除対象外消費税等負担額の処理

控除対象外消費税額は法人税法、所得税法上、事業年度の金額の計算において損金の額又は必要経費に算入することができる。

## 2. 消費税非課税措置に対する診療報酬等における対応

### (1) 平成元年導入時における対応

#### ①診療報酬改定の基本的考え方

昭和62年の医療経済実態調査のデータを基に、医療機関等の支出全体から、薬剤費等の明らかに消費税が課税されるものと、人件費のように明らかに課税されないものを除いて措置すべき割合を推計し、改定率を計算。

#### ②改定を行った項目及び選定の考え方

社会保険診療報酬及び老人診療報酬については、消費税による影響が明らかであると考えられる代表的な診療報酬点数の改定を行った。老人保健施設療養費については、入所者基本施設療養費の改定を行った。

### (2) 平成9年引上げ時における対応

#### ①診療報酬改定の基本的考え方

平成7年の医療経済実態調査等のデータを基に、医療機関等の支出全体から、薬剤費等の明らかに消費税が課税されるものと、人件費のように明らかに課税されないものを除いて措置すべき割合を推計し、改定率を計算。

#### ②改定を行った項目及び選定の考え方

消費税負担が大きいと考えられる、例えば病院の入院における入院環境料等に代表させた。代表させる適当な点数がない無床診療所等の外来部門については、各種指導料により対応した。

検査については、検査実施料では改定項目が多数になること等から検査判断料により対応した。

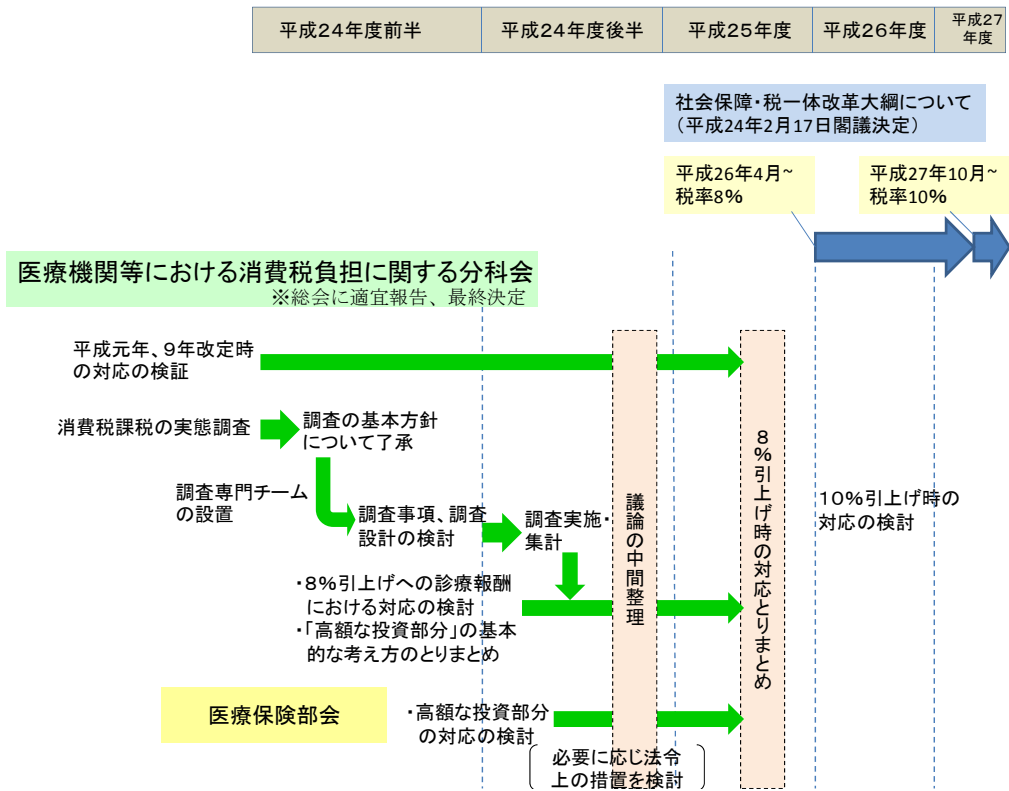
医療経済実態調査による消費税課税コストの状況等を踏まえながら、病院、診療所等の機能や病床規模、診療科等のバランスに配慮した対応を図った。

## 検討項目及びスケジュール（案）

### (1) 検討項目（4月11日中医協総会でお示しした項目）

- ①過去の消費税導入・改定時の対応・経過の検証
- ②医療機関等における消費税課税等の状況把握
- ③消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応

### (2) スケジュール



## 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

## 第2部 税制抜本改革

## 第3章 各分野の基本的な方向性

## 1. 消費課税

## (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための  
消費税法等の一部を改正する等の法律案(平成24年3月30日閣議決定)

## 第7条第一号へ

医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。



## 消費税の概要

項 目	制 度 の 概 要												
課 税 対 象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物											
納 税 義 務 者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者											
課 税 標 準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格											
税 率	4% (注) 地方消費税(消費税率1%相当)とあわせた税率は5%												
納 付 税 額 の 計 算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率(4%) - 仕入税額												
輸 出 免 税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)												
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等												
中 小 事 業 者 に 対 す る 特 例 措 置	(1) 事業者免税点制度 基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除 (注1) 資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については免除しない (注2) 特定期間(前年又は前事業年度上半期)の課税売上高(給与支払額)が1,000万円超の事業者については免除しない(法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用)												
	(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1種事業(卸売業)</td> <td style="width: 33%;">----- 90%</td> <td style="width: 33%;">第4種事業(その他の事業)</td> <td style="width: 33%;">----- 60%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業)</td> <td>----- 80%</td> <td>第5種事業(サービス業等)</td> <td>----- 50%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(製造業等)</td> <td>---- 70%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%	第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%	第3種事業(製造業等)	---- 70%	
第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%										
第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%										
第3種事業(製造業等)	---- 70%												
申 告 ・ 納 付	(1) 国内取引 ① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付 ② 中間申告 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">直前の課税期間の年税額</th> <th style="width: 50%;">中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超400万円以下</td> <td>年1回(前課税期間の年税額の1/2)</td> </tr> <tr> <td>400万円超4,800万円以下</td> <td>年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td> </tr> </tbody> </table>		直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数	48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)	400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)			
	直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数											
48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)												
400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)												
4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)												
	(2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付												
価 格 表 示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示(総額表示)												

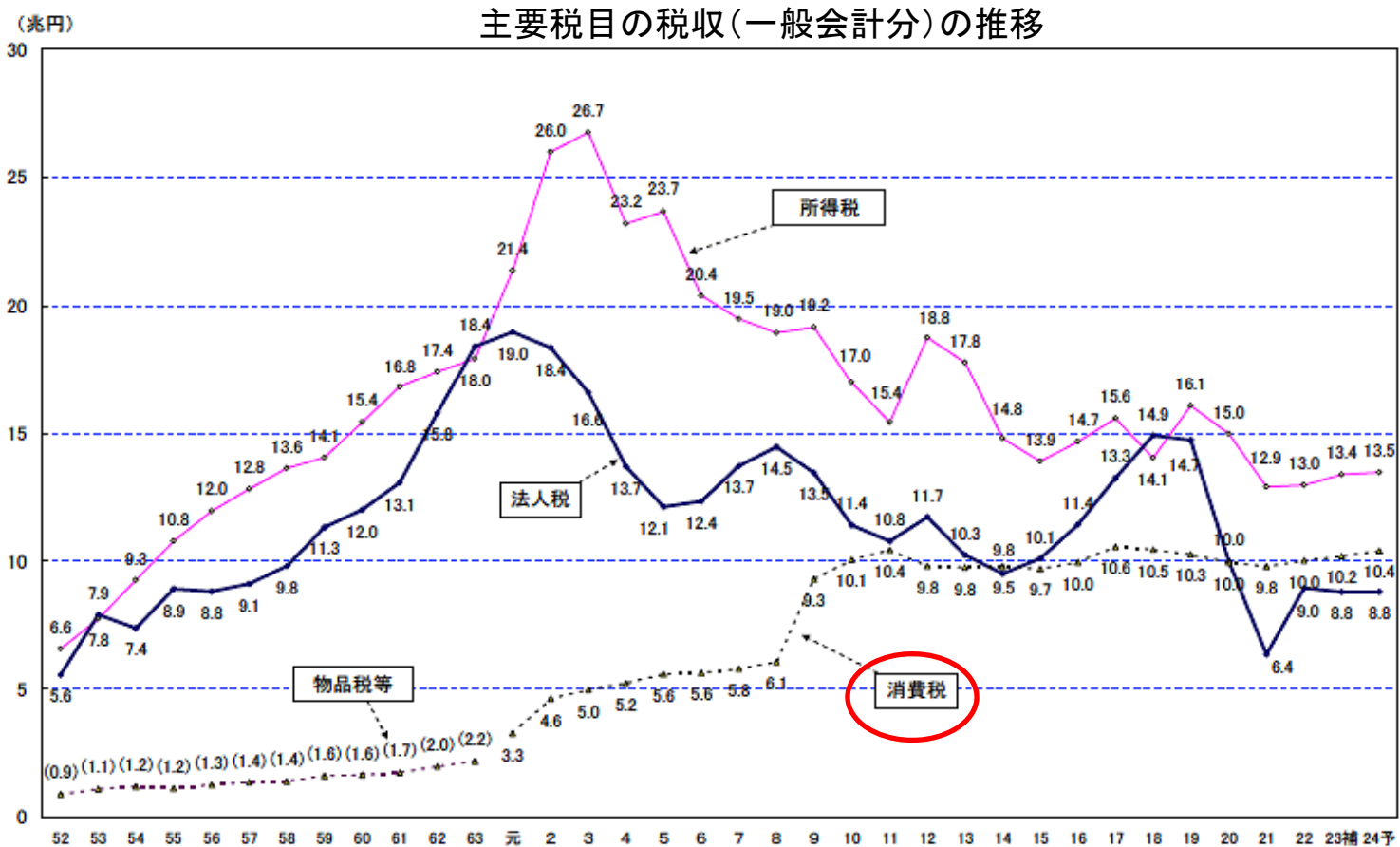
# 消費税とは

消費税とは、消費一般に広く課税する間接税

平成元年4月1日 消費税導入(税率3%)

平成9年4月1日 消費税率の引上げ(税率3%→5%)

※平成元年消費税導入時より、社会保険診療報酬は非課税の取扱い



(注) 22年度以前は決算額、23年度は補正後予算額、24年度は予算額である。

# 消費税の基本的な仕組み

消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)

取引の流れ

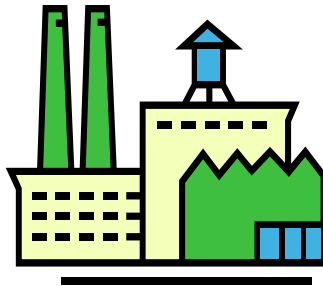
製造業者

納税義務者

小売店

納税義務者

消費者



取引

売り上げ	1000
消費税①	50

納付税額 A
① 50

税務署への  
申告・納付

売り上げ	3000
消費税②	150
-----	
仕入	1000
消費税①	50

納付税額 B
② - ① 100

税務署への  
申告・納付

仕入税額  
控除

支払総額	3150
------	------

消費者が負担した消費税
150

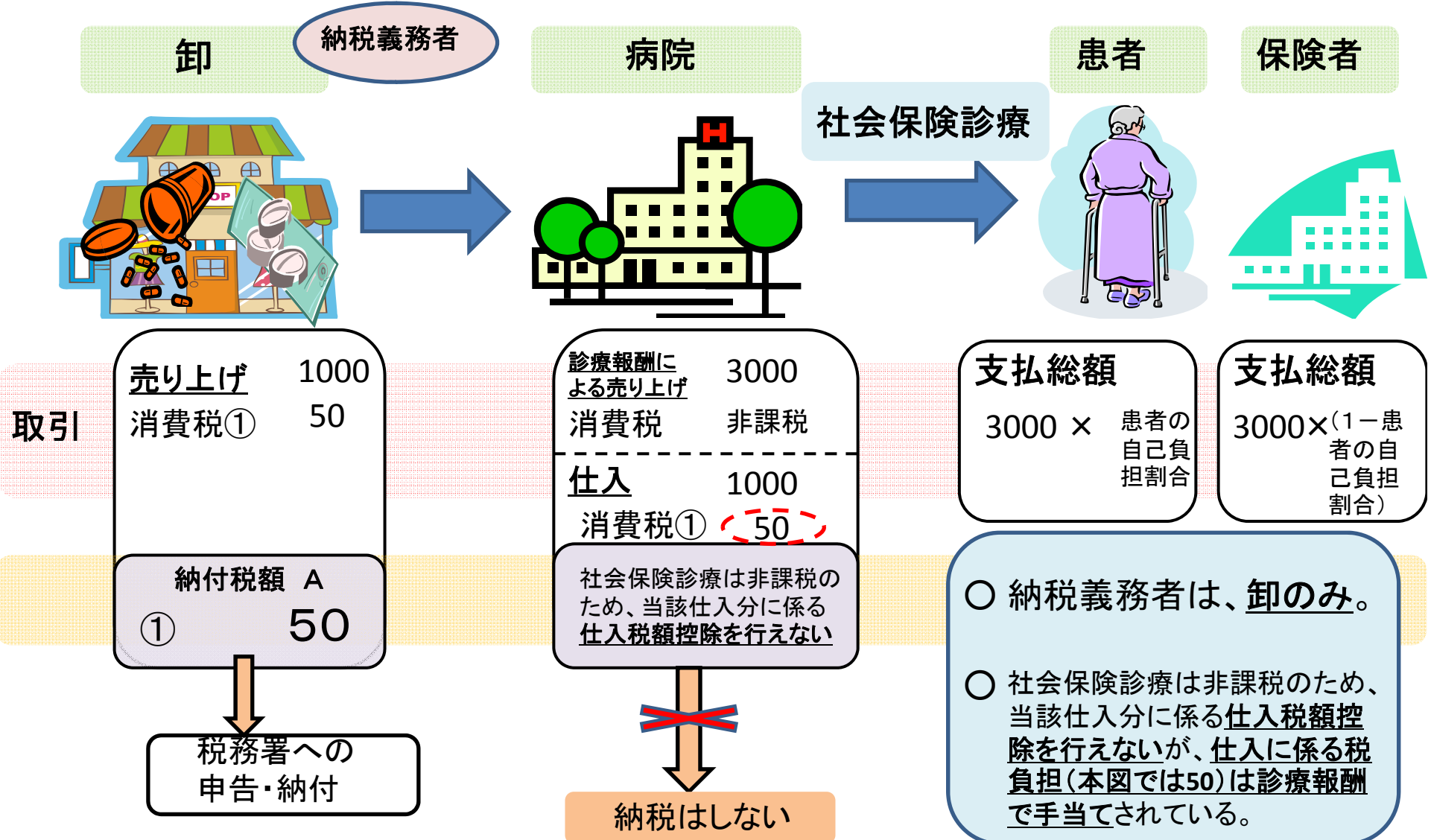
各事業者が個別に納付した消費税 A+Bの合計
150

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

# 社会保険診療における消費税の取扱い

## 社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合  
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



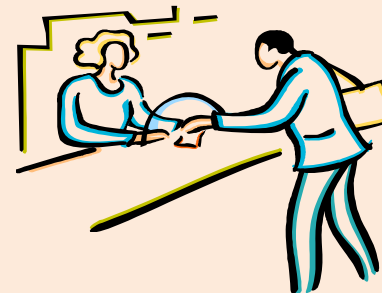
# 課税対象と納税義務者

## 課税対象

### ○以下の要件を全て満たす取引

※この他、輸入取引も対象となる。

- ① 国内において行うもの(国内取引)であること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること



## 納税義務者

- 課税資産の譲渡等(注)を行う事業者は消費税を納める義務がある。  
(医療においては、個人又は法人が納税義務者となる)

(注) 課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、非課税とされる資産の譲渡等以外のものをいう。

※ 前々年度又は前年事業年度の課税売上高が1000万円以下の事業者は、免税事業者となる。

# 課税標準とは

- 課税標準とは、税額計算の基礎となる金額のこと。
- この合計額(課税標準額という。)に税率を掛けて課税売り上げに係る消費税額を算出する。

## 定義

- 国内取引において、課税標準は、「課税資産の譲渡等の対価の額」(注)である。

(注)「課税資産の譲渡等の対価の額」とは、対価として收受する又はすべき金銭及び金銭以外の物、若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。

- 課税標準には、対価として得たものすべてが含まれる。



# 仕入税額控除とは

○事業者は、課税売り上げにかかる消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除した金額を納付する。

## 計算式(一般課税)



消費税の  
納付税額



課税売り上  
げに係る消  
費税額



課税仕入れ等に係る  
消費税額(実額)

## 計算式(簡易課税)


(課税売り上げ高が5,000万円以下の場合、この方式選択可)

消費税の  
納付税額



課税売り上  
げに係る消  
費税額



課税仕入れ等に係る消費税額  みなし  
仕入率  
(注)

(注) 医療は第五種事業に該当するため、50%

# 非課税となる取引とは

- 消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引。以下の13項目の取引については「非課税取引」とされている。

## 【課税対象になじまないもの】

- ① 土地の譲渡及び貸付け
- ② 有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡
- ③ 利子に対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け等
- ④ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡、物品切手等の譲渡
- ⑤ 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供等



## 【社会政策的な配慮から課税することが適当ではないもの】

- ⑥ 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ⑦ 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等
- ⑧ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ⑨ 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- ⑩ 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- ⑪ 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- ⑫ 教科用図書譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け



## 診療報酬改定における消費税への対応

### ○平成元年4月診療報酬改定(消費税導入時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.11%
薬価改定	医療費ベース	+0.65%
合 計		<u>+0.76%</u>

(※)満年度ベースでは、0.84%

### ○平成9年4月診療報酬改定(消費税引上げ時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.32%
薬価改定	医療費ベース	+0.45%

(特定保険医療材料分0.05%を含む)

合 計	医療費ベース	<u>+0.77%</u>
-----	--------	---------------

※ただし、同年度消費税引き上げ分とは別で以下の改定を実施

診療報酬改定	医療費ベース	+0.93%
	…診療報酬の合理化を図るための改定	
薬価改定	医療費ベース	-1.32%

よって消費税引上げ分とそれ以外の改定分の合計で、平成9年は+0.38%の改定となっている。

## 平成元年及び平成9年の計算方法

### ○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分  $3.0\% \times 0.9$  (注)  $\times 0.9$  (在庫一ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

※満年度ベース 2.7% (医療費ベース0.72%)

② 診療報酬本体分

$$\left\{ 100 - 51.6\% (\text{人件費}) - 20.4\% (\text{薬剤費}) - 3.7\% (\text{価格低下品目}) - 10.3\% (\text{非課税品目}) \right. \\ \left. - 4.0\% (\text{主要でない項目}) \right\} \times 1.2/100 (\text{消費者物価への影響}) \times 10/11 (\text{在庫1ヶ月分調整率}) \\ = 0.11\% (\text{満年度ベース} 0.12\%)$$

(注)消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

全体改定率 ①+②=0.76% (満年度ベース0.84%)

### ○平成9年4月診療報酬改定時(消費税引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分  $20.9\%$  (薬剤費の割合)  $\times (105/103 - 1) = 0.40\%$

② 特定保険医療材料  $2.4\%$  (特定保険医療材料の割合)  $\times (105/103 - 1) = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分

$$\left\{ 100 - 46.8\% (\text{人件費}) - 20.9\% (\text{薬剤費}) - 2.4\% (\text{特定保険医療材料}) \right. \\ \left. - 8.4\% (\text{非課税品目}) \right\} \times 1.5/100 (\text{消費者物価への影響}) = 0.32\%$$

全体改定率 ①+②+③=0.77%